

かりば

島牧村議会広報

第140号

平成24年

7月



軽トラ市

6月17日 道の駅「よってけ！島牧」前広場

一般質問

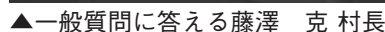
- ソーイング島牧に対する運転資金の貸付
- 雇用の場の確保

第2回村議会定例会

主な 内 容	行政報告	2-3
	審議した議案	3-4
	一般質問	4-11
	意見書	11
第1回村議会臨時会		12-13

定例会

その後、私有地取得費535万円などを計上した本年度一般会計補正予算案を賛成少数で否決。そのほか、報告1件、議案3件、意見案2件、閉会中の継続調査、議員派遣を審議、いずれも原案のとおり可決し、会期を一日残し20日閉会しました。



平成23年度
各会計出納閉鎖状況

藤澤 克 村長

行政報告

各會計出納閉鎖狀況

会 計		歳 入	歳 出	差	備 考	
一 般 会 計		2,375,846,190	2,343,711,965	32,134,225	財政調整基金編入	32,134,225
特別会計	国民健康保険	75,391,880	74,440,236	951,644	財政調整基金編入	951,644
	簡 易 水 道	130,619,698	130,619,698	0		
	介 護 保 険	33,272,783	33,272,783	0		
	後期高齢者医療	19,448,832	19,432,832	16,000	翌年度繰越金	16,000
	合併処理浄化槽	76,730,925	76,730,925	0		
	計	335,464,118	334,496,474	967,644		
合 計		2,711,310,308	2,678,208,439	33,101,869		



**融雪出水に伴う
被害状況**

5月4日未明に発生しました融雪出水に伴う被害状況についてであります。村道上大平通線の国道より2.4キロ付近で路肩の一部が決壊致しましたが、車両の通行には支障ございません。

融雪出水に伴う
被害状況

行方不明者の捜索

漁業者の行方不明に係る捜索並びに山菜採り行方不明者の発生状況についてであります。

去る6月9日、茂津多岬沖で操業をしていた、栄浜の増田敦さんが海上で行方不明になり、第一管区海上保安本部や島牧村救難所などが中心となり、9日・10日の2日間にわたり捜索をいたしましたが、残念ながら発見することは出来ませんでした。11日以降につきましては、漁業者が操業に併せ捜索を行うことになっております。

なお、捜索に係る備船料などの経費については、このたび提出の補正予算に計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

引き続き、今年度発生した、山菜採りに伴う行方不明者発生状況についてご報告いたします。

今年は寒さの影響で雪解けも大幅に遅れ、月越地区でのタケノコ採りも例年より遅く始まったようですが、1件目は5月30日(木)に島牧管轄にお

いて地元の男性1名、2件目は6月1日(金)には黒松内管轄において仁木町の男性1名が不明となり、どちらも捜索の結果、防災ヘリ及び道警ヘリにより発見救助されております。

3件目は、6月4日(月)森林管理署が管理する「月越タケノコ園」で札幌市の男性1名が不明となりましたが、自力下山により無事発見されました。

4件目は、6月18日(月)賀老地区において、せたな町の男性1名が不明となりましたが、自力下山により無事発見されたところであります。

今のところ捜索活動と悪天候が重ならなかったこともあり、いずれも早期に発見されておりますが、山菜採りによる行方不明者捜索については、消防職員はもとより役場職員にもかなりの負担が発生いたしますので、今後の事故防止のための啓発活動など、関係機関にも要望を続けてまいりたいと考えております。

風力発電事業計画

月越原野の風力発電事業計

画についてですが、ご承知のとおり本年2月に北電が行った新たな電力購入に係る交渉順位抽選では入選しませんでした。が、本事業計画は、今後環境省が風力発電施設を建設する際に環境影響評価を義務付ける、いわゆる環境影響アセスメントの導入に向けてのモデル事業地区となっております。

このことに伴い、月越原野における1基出力2千キロワットの風車を25基設置し総出力5万キロワットとする風力発電事業計画にともなう環境影響アセスメント報告書となる「月越原野風力発電事業計画環境影響評価方法書」の縦覧が5月29日から6月28日迄の期間、本村役場窓口において行っており、6月20日には寿都町において地方説明会も開催される予定となっております。

新たに環境影響アセスメントを調査・作成する場合、7年から8年の歳月を要するとされており、このたび当該地区を対象に作成された評価方法書については、事業実施をする場合、直接利用できるものとなっております。北電の連携可能量が確保できます

と、短期間のうちに事業着手することが可能となりますことから、今後の動向についても注視して参りますこと報告いたします。

指定寄附

初めに、去る4月3日、字本目在住の佐々木ユミ様より本人名義の土地、字富浦65番地ほか1筆、1637平方メートルの土地採納願があり、5月31日付けで所有権移転登記が終了しましたので、ご報告いたします。

次に、去る5月15日、例年ご寄附を頂いております寿都生コン株式会社様より、本年度も運動会の運営に役立てて欲しいとのことと5万円の指定寄附がございました。

この寄附につきましては、小学校の運動会、中学校の体育大会の運営費として活用させていただきますこととを、併せて報告いたします。

審議した議案

報告

▼ふるさと応援基金状況の報告

島牧村を応援しようと寄せられた平成23年度中の寄附は2件で総額10万円、事業への充当はなく、平成23年度末の基金残高は220万7千円。

条例改正

▼島牧村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

住民基本台帳法及び出入国管理法の一部改正による外国人登録法の廃止に伴い、本条例の条文、用語について整理する。

◎全員賛成で原案可決

契約議決

▼物品購入契約の締結

保育所バス1台購入
契約金額
772万5272円

契約の相手方

有限会社高島自動車工業

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼平成24年度一般会計補正予算(第2号)

歳入

社会資本整備総合交付金
(村道除排雪事業) 180万円
追加、財政調整基金繰入金5
40万円追加ほか。

歳出

公有財産購入費(字千走の
土地2195平方メートル、事務
所、住宅など)535万円追
加、救難所助成金100万円
追加、公営住宅修繕費52万円
追加ほか。

歳入・歳出ともに800万
円追加し、予算総額21億58
07万円とする。

◎賛成少数で原案否決

その他

▼辺地に係る公共的施設の総
合整備計画の変更

スクールバス更新に伴い、
総合整備計画を変更し財源に
国庫補助金・辺地債を充当す
る。

◎全員賛成で原案可決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務
調査について、閉会中の継続
調査とするもの。

▼議員派遣

北海道町村議会議長会主催
の議員研修会参加ほか。



濱野勝男 議員

問

ソーイング島牧に対する運転資金の貸付は、今年度どのような話し合いがなされ、どのような経過を辿ったのか。

また、担保物件としてソーイング島牧の中古機器等、流動資産504万6284円を担保として
いるが、過大評価ではないか。

担保物件として「ソーイング島牧の固定資産台帳に記載されている機械設備と前社長の供する担保物
件により、取締役個人の追加責任は求めないものとする」とございますけれども、資金ショートをした
場合には物納でよいという理解で宜しいか。

また、運転資金として貸付した金が、金融機関の長期借入金の返済に充てられていたということは、
借入金目的外使用であり、貸付金は不要額であると私は思いますけれども、返還の命は出しておられる
のでしょうか。そしてまた、担保の状況はどうなっているのか、この点について答弁願いたい。

ソーイング島牧に対する運転資金の貸付



第2回村議会定例会での一般質問の内容
と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は2名で、その全文を掲
載しました。

濱野 勝男 議員
ソーイング島牧に対する運転資金の貸付

長尾 文裕 議員
雇用の場の確保

藤澤村長

最初にソーイング島牧に対する運転資金貸付に係る話し合い経過についてでございます。

今年度の運転資金貸付に対する考え方につきましては、3月14日開催の村議会第1回定例会予算特別委員会におきまして述べたところであります。が、会社として社長の経営責任として、会社の業務に専念しながらその責任を果たし、会社に対する強い意志を持ってやる気を持ってリーダーとして尽力していただきたい。また、貸付を受けるにあたっては、経営責任者としての責任・やる気を具体的に示していただく旨の答弁をさせていただきます。

また、その場において会社社長でもあります佐藤議長からは「半永続的に継続し雇用の場を確保する、永久的にやっていく」という会社経営の最高責任者からの表明を聞き及び、私は本年度の運転資金貸付にあたりましては、終始一貫この言葉を信頼し、事態に対処してきたところでございます。

なお、今後の答弁内容におきまして、会社社長の立場と

しての場合は、議長との職名ではなく、佐藤社長と表現させていただきますことをご了承願いたいと思います。

予算特別委員会での答弁に基づき、本年度の経営運転資金の貸付を行うにあたりましては、経営責任者としての責任・やる気を具体的に示していただくため、3月20日ソーイング島牧会社内において、社長の個人資産を担保物件として提示するよう求め、佐藤社長からは「検討する」旨の回答を得たところでございます。

3月23日、佐藤社長から工場貸料の減免要請書並びに経営運転資金貸借申請書の提出がございました。工場賃賃料につきましては、オンワード樫山からの工賃下落と投入数量の減少による経営悪化を理由とするものであり、平成23年度・24年度分の減免要請でございます。

私は、経営継続のため、可能な限りの支援を行うという考えのもと、運転資金確保の一助にもなるものと思いから、3月26日付をもって平成23年度分の減免及び24年度分については今後経営状況が向

上した場合には徴収することとを条件として、減免することにいたしました。

経営運転資金3800万円の貸付に關しましては、3月28日佐藤社長から抵当権の設定を了解する旨の回答を得たこともあり、貸付条件となる担保物件の協議を開始いたしました。

佐藤社長に対しては、村内私有地並びに村外に所有する不動産、これは札幌市内のマシンの関係でございますが、及び会社所有不動産の提示を求めましたが、村内私有地のうち佐藤商店店舗兼住宅及び周辺私有地について、担保物件から除外して欲しいとの申し出があり、已む無く除外することを承認したところでございます。

この段階では、固定資産税評価額等をもとに村が調査しましたところ、村内私有地24筆170万3千円、村外に所有する不動産373万2千円、工場動産504万5千円、担保物件総額が1048万円と評価したところでございます。

貸付予定額3800万円に對して、担保物件評価額全額で3割に満たない内容ではあ

りましたが、私は第1回村議会定例会で、経営責任者である佐藤社長が表明した言葉に全幅の信頼を寄せ、会社存続が最優先であると判断し、本条件をもって貸付実行する予定でございました。

その4月13日、佐藤社長から貸付額について「担保物件に見合いの借入額に変更したい。また、担保見合いの貸付であることから、貸付条件である取締役に対する保証を免除して欲しい」との申出がございました。

私としては、当初より3800万円の貸付に対しての社長のやる気、経営責任者の表明を具体化する担保物件との考えでございましたが、常々会社運転資金が逼迫していると聞き及んでいたことから、担保物件評価額及び約1ヶ月に要する会社運営経費等々を勘案いたしましたして、1100万円を貸付額と定め、佐藤社長に対する信頼のもと、取締役の保証義務を免除し、ソーイング島牧経営運転資金貸借契約書に連帯保証人は設定しないことといたしました。

4月17日、佐藤社長より「経営運転資金貸借契約書の担保

物件に係る条項の規定に、取締役の個人保証を求めない旨の文言を加入して欲しい」旨の申し出がありました。

私としては、既に4月13日の申出により、取締役の保証免除を行っていることから、あえて指定する意味のない記述であることを説明し理解を求めましたが、取締役が保証を求められていることを心配しており、彼らの心配を払拭するためにも記述して欲しいとのことでございました。

本件に關しては、取締役の連帯保証人を求めないとしたにも拘らず、翌4月18日夕刻から翌朝まで、副社長、担当課長に対し佐藤社長の交渉が続けられたところでございます。

私としては、なぜ記述することに固執するのか理解に苦しみましたが、取締役の個人保証を求めない旨の文言を記述することを認めたところでございます。

4月23日、オンワード樫山との交渉と一連の事態の経過説明のための臨時株主総会を経た後、4月25日、佐藤社長から担当課職員へ口頭により、4月26日か27日の早い時間帯

に貸付実行して欲しいとの申出がありました。私が公務出張のため、帰村後でなければ貸付実行できない旨説明したとのごさいます。

4月26日午後佐藤社長が来庁し、会社の代表取締役が花田達也氏に代わったが、契約内容は変わっていない等々のことで契約締結を求められ、貸付額1100万円、貸付期間を4月27日からとする花田社長名義による契約書を締結したとの報告を、私はこの同日出張先で電話連絡により知ったところでございます。

同日、野崎副村長から花田新社長に対して、社長交代の経過について問合せしたところ、23日臨時株主総会後の取締役会において、佐藤社長が解任され、花田達也本人が新社長になった。解任理由は27日開催されます株主総会において説明されるとの返答であり、従業員数が予定通り確保されているのか併せて確認したところ、24・5名が確保されているとの回答であったとのことでありました。私、村は地元における雇用の場の確保を目的として、長年ソーイング島牧に対して支

援してきたところであり、平成6年佐藤伴則氏が社長に就任して以来、佐藤社長が築き上げてきた実績と信頼のものとソーイング島牧であるという理解してきたところでございます。

会社内部に諸般事情があるにせよ、唐突に行われた社長の交代は、会社にとって深刻な事態を起こしかねない要因であり、更に数日経ってから村に対する通告は、長年培ってきた信頼関係を著しく損なう極めて重大な問題であると認識すると同時に、突然の出来事に当時は憤りすら覚えたところでございます。

さて、貸付実行についてであります。ありますが、佐藤前社長からは、4月27日の午前早々に貸付を実行して欲しい旨の申出がありました。私は同日午前中に開催される株主総会後でなければ貸付実行はしないと指示しておりました。

社長交代の後についての株主総会での説明では、納得できるものではありませんでしたが、総会終了後、経営運転資金不足の中、支払期限が迫っている等々の状況説明、花田新社長の会社運営の意思

表明を確認し、午後より手続きを行い、同日4月27日でございますが、午後に貸付を実行したところであります。

以上が経営運転資金の貸付実行までの一連の経過でございます。

私は、雇用の場の存続を念頭に、佐藤社長に対する信頼のもと、可能な限り会社側の意向に沿うよう取組んで参りましたが、何ら予告も無く社長が交代し、更に運転資金の枯渇を危惧し貸付した村貸付金が、貸付当日に長期借入金の一括償還に充てられていたということが、後日判明するなど、極めて遺憾に思うところであり、村議会議長という公職にありながら、村からの貸付金が目的に沿って運用していただけなかったことが大変残念に思うところでございます。

また、佐藤社長を解任した取締役会が4月23・24日の2日間にかわって2度開催されたと株主総会で説明を受けていますが、私はこの取締役会に対して強い疑念を抱いているところでありあます。本堂に問題・間違い等がなく、会社法に基づく適法な取締役会

での決定事項であったのか、拭いきれない疑問を感じているところでございます。

最後になりますが、貸付に伴う担保物件の評価に係る計算根拠についてであります。不動産につきましては、固定資産税評価単価、基準額と税法上の規定倍率などを乗じて算定したもので、先ほど申し上げましたが、村内私有地24筆については170万3千円、村外に所有する不動産、マンションの土地建物、これらは固定資産税評価額373万2千円、工場動産にしましては株式会社ソーイング島牧、固定資産台帳兼減価償却計算書、これは3月30日段階のもので、期末帳簿価額を根拠とし504万5千円、総額で1048万円としたところでございます。

それから、質問の中での長期借入金金の部分について先ほど説明いたしました。物納となるべきか、認めるのかという部分につきましては、私はここまで述べてきましたとおり、基本的には全額金銭で返還するのが当然と考えております。

また、担保物件等につきま

しては、全て担保権設定を大変遅くなりましたが終えているところでございます。

それから、長期借入に対する返済の部分にあてがわれたという部分についての考え方でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本来の意図する経営運転資金という使用目的からすれば、意図するものには当たらないという考え方をもちまして、この1100万円に關しての返還を求める通知を出したところでございます。

以上で質問に対する漏れは無かったかなと思えますけれども、何かありましたら確認願います。

濱野議員

多分、今説明したのは臨時議会の議事録にも載っている部分でもあります。

ただですね、過大評価と私位置付けしているものですか。少なくとも期末の評価が当時504万6284円というふうになっていきますけれども、これには交付金、言ってみれば2分の1の補助金が入っているんですね。この

うちの全部ではございません、自己資金分が内62万397円、補助金分として221万2千円。これは本来ですと圧縮記帳という方法は補助金の場合とはとる訳でございますけれども、その会社によって選択肢がある訳でございます。

ソーイングさんは間接償却

していたというようなことになりまして、なおここに問題が残る訳です。少なくともこの補助金の分、この212万2967円、この分が言ってみれば既に資産評価してまだけれども、これは村が助成しているから、こういった部分を少なくとも村が気のつかないままその算定基準にしたというようなことは如何なものかなと。少なくともこの部分は過大評価というふうに私は思うんです。

従って、この流動資産504万6千円、このうちの221万2千円この部分が既に村が交付金として算入している部分。これをいってみれば圧縮記帳していればこの金額ストンと落ちるんですけれども。間接償却だからその年度年度での償却とすれば、これの中には既にこの補助金が入って

いるこういう計算になるんですよね。

従って、この辺全く商工会から出てきた、これ佐藤君が出したんじゃないかと、村が言ってみれば商工会に行っている台帳を計算書を貰ってきただという中身になっていきますよね。

従って、それをストレートに帳簿残イコール資産評価したというようなことは、全く言葉は悪いんですけども、言ってみれば泥棒に追い銭と言っても過言ではないようなですね、こういう過大評価を

していると。しかもですよねはもう既に休眠状態にある工場場のこの機器を、これいつまでも休むのか知りませんけれども、いつ処分するか分からな

い。これが数年経つことによって、これ今度処分費が出てくる訳です。言ってみればそれはそのまま繊維工業者が現れて操業するとすれば別ですけども、少なくとも今この繊維関係の業界を考えた時に、そう簡単に次の業者がこの島牧に入ってくる話ではないとしますと、廃棄処分費がこれに掛かってくる。



▲ソーイング島牧、平成21年当時の操業状況(産建常任委員会調査)

当時はそういうことも想定外で、あくまでもこの27日に契約を結んでますけれども、この時点で多分午前中は従業員25名は揃っていただけだと思います

れども、その後においてゼロになっているんです。既に退職願が出て。

従って、何でもいくら社長にお願いされたというものの、村長が今答弁しますとどうも担当が苦渋の選択の中でそういった方向性を出してというようになんですけれども、余りにも情報不足といえますか、そういう中で貸付金の決済をしてしまったというように状況なんですよ。私はこれはあくまでも現金で返れば良いんですけども、物納という、契約書の内容を見ますと少なくともこれは物納でよろしいですよ、というのは取締役個人の追加責任は認めないというようなことは、これをもってチャラにしますよというような内容のこの運転資金貸借契約書こういう内容になっているんですよ。

村としてリスク管理のつもりでやったつもりが、それと違ってみれば社長の奮起を促すためのそういう目的でやったことは重々理解できますけれども、なんでこういうように追加責任は求めないと、としますと、再起不可能な状態の環境の中で、恐らく私は物

納が、いくら村長が現金で返してくれというようなことを要求しても、これは物納のほうに最終なってしまうんじゃないのかなと、いうふうに思います。

従って、全く普通の金銭貸借契約書ではこんなことは有り得ない。従って、5月10日の臨時議会でも私申し上げましたように、根抵当で設定し、なお且つ最終保証はこの会社の取締役会こちらの最終責任にするというのが普通はそういう流れで金銭の貸借というものはするものですよ。何でもここまで譲歩したのか、我々にはちょっと理解に苦しむという内容のこの契約書の内容になっている訳でございます。

今、貸付条件の第3条の一時返還ということで、第4条に不要と認めた時は償還期日前であっても貸付金の全部または一部を償還させることが出来る、これ不要額として認定された或いは認定したのはいつなんですか。これちょっと余りにも時間が掛かりすぎているんじゃないですか。少なくとも4月7日で償還が多分その次の日、4月27日、償

還が次の日くらいに金融機関への償還、或いは農林中金です。農林国庫ですか、こちらの償還がなされたら、それから早もう50日経ってるんですよ。

としますと、村の対応がいかに遅かったかということなんですよね。それと、この担保これ少なくとも5月10日の臨時議会の中で、議事録村長持っているかどうか分かりませんけれども、この日の議事録の9ページ目です。色々と議論あった中で、少なくとも私の質問に対して「契約書の条文では担保物件という形で表記し、登記原因等に登記の目的に付きましても、抵当権設定の形での対応をさせていたでいております」という回答しているんです。という事はもう既にこれが登記済みですよ、そういう回答なんです。しかしその後において、色々な情報も入ってきたので、担当課のほうへ行って聞いてみました。マンションのほうはまだなっていない。そういう状況の中で村長にもその辺は話したと思いますけれども個人的に、何でそ

うなっているんですかと。あくまでもその物件については現金で払うので、払いたいの、ちょっと待ってくださいという。うような前社長からのそういうお願いがありましたということ、今熟慮しているところであるという。なことでございましてけれども、これについてもごく最近ですよ。登記、要するに抵当権の担保物件の設定登記したのは。何でこれまで延々とあつたか。この登記をしたような回答をしておきながら、このような事態になっているのか。職務の怠慢としか言わざるを得ない、そういう状況にあるんです。それと一つは、この回答書から言っても議会を愚弄している。そういう内容の回答をしているんです。あんなは。この辺をどう考えておられるのか、一連の今の私の質問に対して答えて下さい。

藤澤村長

まず、過大評価であるという点についてでございます。私といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、確かに工場の動産に関しては、いわゆる固定資産台帳、減価償

却計算書に載っている金額をそのまま使わせていただきました。別にそのことに対して今指摘あったような、本来補助分に対していわゆる除外の考え方、いわゆるその圧縮記帳をもとにやるべきではなかったのかということ等につきましては、全くそこまでの考えの及ばない中での補助でありましたことを、まず説明させていただきます。

それから、何点かまたがついてあれなんですけれども、不要額になってた、不要額と認めたその認定はいつ行ったのかということでございます。私それが村の貸し付けた資金が、1100万円がその大半が借入、長期借入の返済に充てられたということを知ったのは、通常総会後の5月24日の臨時株主総会において知ったところでございます。他の株主さんからの

そういうことは事実なのかというこの指摘に対して、事実だという会社側の回答を聞いて知ったところでございます。確かに、情報収集が遅すぎるのではないかと思います。また指摘されるかと思えますけれども、実態としてはそ

ういうところでございます。担保物件の関係に対しての問題でございますけれども、確かに臨時議会の時には既に登記を終えたものの、登記中のものという状況でしたので、いずれにいたしまして登記をされているという言い方になりましたが、ご指摘のとおりマンションだけがまだ登記途中でございました。

最終的にはやっとな、非常に遅くなりましたけれども、やっと今月の18日に完全に登記を終了したところでございます。

それから、その物件の中で濱野議員さんとの話の中で、熟慮中であるという私、担保をするにに対して待つてくれと言われて熟慮中であるというちょっと表現があったんですが、私は基本的には担保は担保として、きちっとやるべきという考え方のもとで、ちゃんと担保の手続きを、書類等のやり取りで待つてくれというのに対しては待つては良いけれども、きちっとやれば早期にやっていたかなということ、職員の方にも書類のやり取り等について

も、きちっと催促するようにいうことは支持いたしておりました。

それとそのことを持つてして、非常に私の議会に対する回答と私の行動に対して、議会を愚弄するものではないかというご指摘でございますけれども、決して議会を愚弄しているつもりは全くないです。経緯経過の中での行き違い等はあるにせよ、私は基本的に臨時議会でも申し上げまして進めてきているつもりでございます。

それと、その物納、休眠状況であるからしてその物納というような形になっていた場合、云々という話がございましたが、これは最初に申し上げましたとおり、きちっと金銭で返済していただくのがまず筋であるというふうに思っております。

それから第4条、契約書の第4条の部分も先ほど読み上げられましたが、償還させることが出来るという表現になってございます。私は返還、償還、早期償還ということではなく、今月末28日、6月29日まで返還するようにとい

うことでの通知をいたしてお
ります。

償還と返還というちょっと
微妙な言葉の違いがあるのか
と思います。この件に関して
は、月例出納検査の中で監査
委員さんからも指摘がござい
まして、第4条に基づき償還
させるべきであるという指摘
もございました。

私はむしろ償還というより
かは元々の契約の約束事項を
守っていないのだから、もう
約束不履行、不要である云々
以前のいわゆる契約違反に私
は等しいのではないかなとい
う思い、考え方で返還という
言葉を敢て使わさせていただ
いております。

あと漏れている部分がある
かどうかあれですけれども、
基本的には先ほどのご質問に
対してかなり複数点に亘って
おりましたので、そういう内
容でございます。もし漏れて
る部分がありましたら、ご指
摘いただきたいと思います。

濱野議員

いいですか、村長筋論では
駄目なんです。現実今まさ
に減免した分120万23年度
分、24年度分まだ会社が息し

ています、少なくとも3月か
ら今まで、こういった事がイ
コール村に入るべく金が入っ
てこない。

それと過大評価の部分です
けれども、これはどうも我々
と認識が違う。少なくともこ
の台帳は算出基礎のものにな
ります、これは事実です。た
だこの中に、なんでこの交付
金はまだ入っているよという
ことが気が付かなかったのか、
台帳の尻見て、資産がこれだ
からイコール資産だと、確か
に会社にとっては資産ですけ
れども、少なくともこの中に
210万円何がしが、もう既
に村が補助金として入ってい
る部分がまだここに乘っかつ
ているんですよ。そういうこ
との洗い直しというのが全く
されないままに現在に至って
いると、これいかげなものか
なと、少なくともこのソーイ
ング島牧にはトータルで約3
600万円の補助金が入って
ますよね。その一部ですけれ
ども、こういったことに対す
る、村は出してあったから、
これが言ってみれば村と企業
との考え方の相違なんですよ
ね。その辺をどうも未だに認
識していない。しかもそれを

正規な評価だというような答
弁に私は承服しかねるところ
があります。

何でそういうふうな筋論ば
かりに固執するのか、是非は
としてきちっと認めるのが筋
でしょう。それと取り方もな
にも、これは議会の議事録は
テープから直接起こしたのも
ですよ。「登記の目的につき
ましては抵当権設定の形での
対応をさせていただいており
ます」もう既にこれは登記済
みという意味なんですよ。愚
弄したつもりも何もありません
ということを言いますけれ
ども、ただその場逃れのこう
いう答弁をしてもらっては困
る今後とも。少なくとも協議
会開いているわけではないこ
れらの分で、全て首長或いは
副村長、或いはその中に多分
総務課長も入って相談されて
いるとは思いますがけれども、
唐突にこういうような形でこ
れを減免する、23年も減免す
る、24年も減免する。なお且
つこの評価もこういうような
実際の評価の約半分近く、そ
れより資産価値として担保物
件できないものは倍以上の額
の担保設定をしている、とい
うようなことはこれいかな

ものかね。この辺もう少し私
の理解できる答弁をお願いし
たいと思います。

藤澤村長

過大評価の件でございます
けれども、過大評価ではない
のかというご指摘でございま
すけれども、この辺につきま
しては、全く我々はそういつ
た事を意図して何かやったと
いうことではないことだけは
ご理解いただきたいと思います
です。

ご指摘のとおり、補助金、
村からの補助金分までも見
ていくということは本来過大
評価であるという厳しいご指
摘に対しまして、以後、私と
いたしまして村といたしま
しても、このような場合には
改めてそのような対応をさせ
ていただきたいと思うところ
でございます。

今回の件につきましては、
全く我々もそういうことはあ
まり認識しない中で知識の無
い中であったということをご
理解賜りたいと思います。

それから担保物件の関係で
ございますけれども、先ほど
も申し上げさせていただきま
したが、ちょっと日にち的な

ことで申し上げますと、5月
の2日にマンション等の抵当
権設定のために担当者札幌の
法務局へ出向いております。

その時に訂正箇所が多々あ
るということで、一度戻され
ております。

その後、5月10日に臨時議
会ということになっておりま
すけれども、その間に佐藤社
長のほうからは、場合によっ
ては借入金の返済することに
なれば、入れなくてもいいの
ではないかとの様々なやり取
りがあった上で、いずれにし
ても訂正箇所が多いので、新
しい抵当権設定の申請書を作
って出すという段取りで動
いていたところでございます。

いずれにいたしましても、
その後の一連の動きというも
のが、非常に日数がやりとり
の中でかかってしまったとい
うことについては、誠に申し
訳なく思うところでございま
すけれども、決して意図的に
この件につきましても意図的
に村として抵当権の設定を遅
らしたという訳でも何でもご
ざいませんことを、議会等で
私が答弁の中で一部受け止め
方としてそれが不適切な言葉
だったということであれば、

雇用の場の確保

全くもってそういう意図のもとにやっていた訳ではないことをご理解いただきたいと思います。

以上2点についてでございます。

濱野議員

回数も再々質問までしてい

るので、このくらいでお願いしますけれども、いずれにせよこれら大きく今後の議会運営の中で問い質してまいりたいと

いうふうに思っています。以上で終わります。



長尾文裕 議員

藤澤村長

雇用の場の確保についてのご質問でございますけれども、近年村内事業所が相次いで経営を断念し、雇用の場が失われており、私も質問者同様定住対策と雇用の場の確保というのは密接な関係があると認識しているところで、このような状況を危惧しているところでございます。

雇用の場の確保についての具体的な考えというご質問でございますけれども、昨今の経済情勢に鑑みますと企業誘致など難しい状況にあります

問

近年、村内においては雇用の場が減少し人口等々、さまざまな面にも悪影響を及ぼしております。やはり雇用の場がなければ、この村に定住することが困難であります。定住対策のためにも雇用の場の確保に向けて、村長は何か具体的なお考えをもっておられるのか、お伺い致します。

が、本村特有の農水産物や貴重な自然資源を活用して、新たな産業振興による雇用の拡大が図れないかというのがいつも思っているところであり、またこのような産業振興への積極的な支援対策というものも村として考えていく必要なことではないかなと、考えるところでございます。

なお、最近の情報といえますか状況といたしまして、ご承知かとは思いますが、有限会社東日本農産物加工が使用しております現在農協の有している山菜加工場において、山菜、農産物、海産物加工工場を運営する「株式会社さんかいらく」というところ

が5月15日から島牧産のタケノコの加工操業を開始いたしております。

同社は、上川管内の中川町に本社をおきまして、山菜加工場を運営しており、主にコープ札幌と取引関係にあります株式会社シーエムシーネット通商の関連会社でございます。

今期の島牧工場での操業内容は、株式会社さんかいらくさんの本社職員1名、それから地元採用の職員1名、それからパートさん2名の大体4名でタケノコ水煮、タケノコの水煮の原料加工を行っており、タケノコ収穫期の終了する7月以降は、今度は地元

パート職員を随時増員して北海道産山ブキの業務用水煮パックの生産を行う予定との事で聞いております。更に来年平成25年度には、地元からできれば工場長を雇用した上で山菜加工のほか、島牧産の農水産物の紹介、取扱なども行い地域貢献を行って行きたいということでございます。

村にとりましては、思いがけない企業による操業再開であり、雇用の場の確保に繋がる願ってもない状況に大きな期待感を持っているところでございます。今後の事業実績及び加工場の運営動向等、農協さんと有限会社東日本農産物加工とのその法的関係処理

等が今あるようなので、その辺なども見極めた上で、支援について前向きに検討していきたいというふうに考えておりますことを、ちょっと申し添えさせていただきますまして答弁とさせていただきます。

長尾議員

東日本の部分はいいんですけれども、ちょっと残念ですね、今回私が質問したように、確かに今現実問題まだ形としては見えないけれども、何か具体的なお考えという部分では残念な気がします。

今日行政報告ありました月越の風力発電、この25基の話だって、これは本来首長とし

での動きではない人間関係からどんなこんな話が進展したように私は聞いております。

ですから島牧が持っている財産、島牧であるがゆえに出来ること、それをもっともつとやはり真剣に考えて、是非雇用創出の場を創るだけに、私何回かこの議会でも委員会かなと思うんですが、この島牧の水だって賀老の滝だって、もっともつと活かせるはずですよ。

それが今日言っている明日には無理なのは私も重々わかりますけれども、やはり色んな方面の方にアタックして、この島牧に関して関心を持って貰って、本来事業化できないかどうか位ももっともつと努力して欲しいなど。

確かに決まりきった陳情だとかそれらはそれでわかりますけれども、出向けば色々な人がいるわけですから、そういう方には是非ですねアタックして、島牧でなければ出来ない、また島牧を最大限売るといふそれはあって良いと思うんですよ。

僕、ですから2月の議員研修、議員視察で行った事まだ

僕自身は何か形に出来ないかと思っております。やはり今函館まで新幹線が来ることは確定して、今工事をしていますよ。高速道路もどんどん延びて、時間はわかりませんが、大沼まで延びますよ。この近隣のほうみると観光地とかそういう形では洞爺ですか、ニセコですか、その辺から下に来ると僕はこの賀老の滝というのは凄くやはりインパクトあると思うんです。高速道路を黒松内で降りて、また賀老の滝見て、八雲から乗っても良いし、そういうことも含めてですね、確か村の基幹産業は漁業であることは変わりえないしまた変えては駄目だと思っておりますけれども、村が成り立っている一つの産業として、観光も確か村長も述べられてると思うんです。だからそうやって島牧に滞在する時間なり、また宿泊する、過去には高島旅館が村内にあったおりに、賀老の滝見てその後高島旅館で食事というそんなツアーもあったんですよ。

やっぱり今、どんなこの少子高齢化で人が減っていく中で、じゃあこの島牧の中で

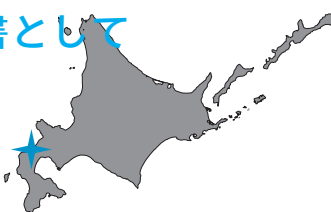
仕事を創り出す、それには何なのかと言ったら、やっぱりこの自然を活かした先ほどの「さんかいらく」さんも結構ですけど、なお且つ水産物も手を出してもらえんかったらそれは大いに結構だと思っております。これだってやっぱりそういう情報を掴んで島牧を訪ねてきたん

でしょ、だからどんどんどん村から情報発信して、以前その道新さんの記事で私読んだ記憶あるんですけども、狩場山系の水質の調査だって半面位の記事出ていましたよ。その中の一部狩場山系だったんですけども、もつともつとやはりこの島牧に人が残れる、また残ってもらおうとそう

いうことを根底にですね、確かに村とすればまず村民の生命財産を守るといふのが第一義でしょうけれども、その村民を創って行くためには仕事が無かったら残れない。これをよくよく認識していただいて、更なる努力をお願いしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

住民の思い、議会の意思を意見書として

意見書を提出



次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。
なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

● けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書

けいれん性発声障害(SD)とは、発声時に喉の筋肉が過度に緊張するため声に異常をきたす病気であり、脳の大脳基底核という部分の異常によって起こるジストニアの一種と考えられています。

しかし、この病気の一般認知度は極めて低く、全国的にこの病気の適正な診断・治療ができる医療機関が少ないのが現状です。

また、このSDについて現在行われている治療法としては、対処療法に限られるが、手術のほか、喉の筋肉の緊張を和らげるボツリヌストキシン注射があり、注射治療については現在、東京都及び千葉県の一部医療機関でしか実施しておらず、1回約3万円の費用で効果は数ヶ月しかなく定期的に注射を受けなければならない状況です。

よって、医療費の負担軽減のため、早期にボツリヌストキシン注射の保険を適用すること。遠隔地でも治療が受けられる環境を整備すること。などを国に求めるものです。

● 緊急時防護措置準備区域(UPZ)の拡大を求める意見書

昨年発生した、東北地方太平洋沖を震源域とする巨大な地震・津波は、東日本の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。

更に、福島第一原子力発電所の事故は、地域の経済、自然環境を破壊し、1年余りが経過した今も、多くの住民に避難生活を強制しています。

北海道においても、原子力発電所事故が仮に発生した場合、地域住民に及ぼす影響は同様であり、特に北海道電力泊原子力発電所の地元である後志に暮らす私たちにとって、原子力発電所事故には重大な関心を持たざるを得ません。

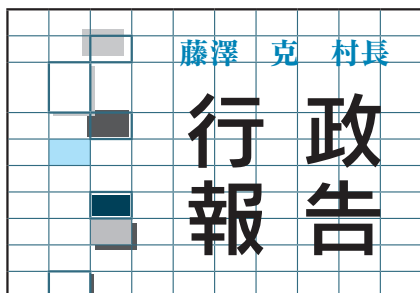
福島第一原子力発電所の事故で、放射性物質が想定を超えて広がった実態に対応し、UPZを一律30km圏内に限定することを見直し、地形、気象、行政区域など地域の実情にあった区域を設定すること。また、地域に情報が届かないまま、誤った避難行動がとられる事態とならないよう必要な措置を北海道知事に求めるものです。



第1回
臨時会

平成24年第
1回臨時会は5
月10日招集さ

れ、村長の行政報告のあと、「村税条例の一部改正」など議案6件を審議し、採決の結果、縫製工場施設賃料の減額補正(120万円減免)を含む「平成23年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分」1件を賛成少数で不承認、ほか5件を承認・可決し、同日閉会しました。



ソールディング島牧

先般3月7日開催されました第1回村議会定例会において報告させていただきました「ソーイング島牧の運営状況」についてであります。が、発注元でありますオンワード樫山

に対し、3月6日に引き続き3月16日及び4月5日と計3度にわたり佐藤社長と訪社しソーイング島牧の経営安定のため、受注数量の確保及び受注工賃の適正化などについて支援と理解を求めてきたところであります。

しかしながら、オンワード
檜山側からの説明内容では、
ソーイング島牧としては承
諾・納得できる内容ではない
として、受注を見合わせ続け
ている状況にあります。

この間、3月23日付で、経営状況の厳しさから工場賃料の減免要望がありましたので、会社連転資金繰りの一助となるよう賃貸料を免除したところであり、本件に係る補正予算につきましては、議案第2号 専決処分の承認について」において提案しているところであります。

さらに、4月23日には一連の事態の経過説明のため臨時株主総会が開催され、4月27日には定時株主総会が開催され、平成23年度業務報告において、当期利益2697万円、の赤字となり、累積赤字額が7349万円と報告されたところであります。

また、4月23日に、臨時株主総会終了後取締役会議が開催され、佐藤代表取締役を解任し、新たに花田達也取締役が代表取締役役に就任した旨、4月27日の株主総会において報告されたところであります。

なお、同日株主総会終了後、花田代表取締役による新体制のもと職員との話し合いを行うとしたところ、従業員の大半から退職願が提出されたと5月7日に会社から私に報告があったところであります。

いずれにしても、地元雇用場の確保の観点から、早期に工場の操業が再開されることを願って支援してきたいところではありますが、私といえども、予期せぬ極めて厳しい状況にソーイング島牧は置かれていると認識するところであります。

指定寄附

島牧村地域振興基金の指定寄附についてであります。去る3月27日、寿都生コン株式会社様より村の振興に役立てて欲しいと30万円の指定寄附がございました。

この寄附につきましては、採納の意に叶うよう地域振興基金に積立ることを報告いたしますとともに、このたびの一般会計補正予算に計上しておりますことを申し添えます。

議案 審議した案

専決処分

▼保育所設置条例の一部改正
国の定める「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正により、本条例の一部を改正。なお、この条例改正に伴う保育料の改定は無い。

◎全員賛成で承認

▼平成23年度一般会計補正予算（第9号）

歳入

特別交付税2792万円追加、縫製工場賃貸料120万円減額、基金繰入金4428万円減額ほか。

歳出

総務一般管理費・職員給与費346万円減額、診療所医師嘱託手当・医薬品費174万円減額、道路除雪費367万円減額ほか。

歳入・歳出ともに1640万円減額し、予算総額2億747万円とする。

◎賛成少数で不承認

▼平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

歳入

一般会計繰入金23万円追加。

歳出

給水管漏水修繕費21万円追加ほか。

歳入・歳出ともに23万円追加し、予算総額7988万円とする。

◎全員賛成で承認

▼平成23年度介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）

歳入

一般会計繰入金151万円減額。

歳出

デイサービス運営業務15万円減額。

歳入・歳出ともに151万円減額し、予算総額3374万円とする。

◎全員賛成で承認

条例改正

▼条例の一部改正

地方税法の一部改正及び固定資産評価替えにより、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼平成24年度一般会計補正予算（第1号）

歳入

中学校スクールバス購入国庫補助金・村債930万円追加、財政調整基金繰入金789万円追加、生きがいセンター1屋根補修共済金87万円追加。

歳出

生きがいセンター屋根補修87万円追加、ホンベツ川転落



（軽トラ市）

気軽に議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。（3月・6月・9月・12月）

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで（電話75-6274）

防止柵取替104万円追加、公営住宅補修202万円追加、中学校スクールバス購入1234万円追加ほか。
歳入・歳出ともに1806万円追加し、予算総額21億5006万円とする。
◎全員賛成で原案可決

[4月]

- 6日 小学校入学式（佐藤議長ほか）
- 9日 中学校入学式（佐藤議長ほか）
- 11日 仁木町議会行政視察のため来庁（佐藤議長）
- 12日 例月出納検査
- 20日 後志総合開発期成会観光部会（倶知安町 佐藤議長）
- 27日 南部後志町村議会正副議長会総会（黒松内町 長尾副議長）

[5月]

- 8日 後志総合開発期成会定期総会（倶知安町 佐藤議長）
- 10日 第1回村議会臨時会、議会議員会総会
- 15日 例月出納検査
- 23日 道議会議員むかい昭彦道政報告会（札幌市 佐藤議長）
- 28日 後志総合開発期成会后志要望運動（小樽市ほか 佐藤議長）
北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会（小樽市 佐藤議長）
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会総会（小樽市 佐藤議長）
- 30日 後志総合開発期成会道内要望運動（札幌市 佐藤議長）

[6月]

- 1日 後志総合開発期成会中央要望運動（東京都 佐藤議長）
- 5日 後志町村議会議長会臨時総会（札幌市 佐藤議長）
北海道町村議会議長会定期総会（札幌市 佐藤議長）
- 10日 小学校運動会（佐藤議長）
- 13日 例月出納検査、議会運営委員会
- 15日 戦没者追悼式（佐藤議長ほか）
- 16日 保育所運動会（佐藤議長）
- 20日 第2回村議会定例会
- 23日 道議会議員村田のりとし後援会観桜会（岩内町 佐藤議長）

編集 後記

■議会広報「かりば140号」をお届けします。
本号では、第2回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。